

博士学位授与申請者 各位

「博士論文」のインターネット公表確認書の提出について（依頼）

学位規則（昭和二十八年四月一日文部省令第九号）では、博士の学位を授与された者は、大学院における教育研究成果の電子化及びオープンアクセスの推進の観点から、博士論文についてインターネットを利用して公表することになっております。

しかしながら、やむを得ない特別な事由があると大学の承認を受けた場合には、インターネットでの公表を、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることができます。ただし、この場合であっても、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供する必要があるあります。

ついては、博士学位授与後に論文全体をインターネット利用により公表することについて、別紙6「博士論文のインターネット公表確認書」の選択肢（【全文の公表が可能】，【全文の公表の保留を希望】，【要約の公表を希望】（全文の公表ができない場合））のいずれかの□にレ点チェックの上、博士学位授与申請に併せて提出くださるようお願いいたします。

#### <留意事項>

① 審査を行った研究科がやむを得ない事由があると認めた場合は、博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを名古屋大学学術機関リポジトリの利用により公表することになります。

なお、出版刊行や学術ジャーナル等への掲載により公表に制約がかかる場合にあっては、公表が制約される時期が経過後に博士論文の全文を公表することになります。

② 博士論文の全文をインターネットで公表しない場合、又は、一定の期間を非公開とする場合であっても閲覧に供する必要があります。本学では、博士論文の電子データをもって本学附属図書館窓口にて閲覧に供することになります。

また、国立国会図書館でも利用に供されます。

③ 学術ジャーナルへの掲載又は出版刊行等のため、インターネットでの公表に際し著作権処理が必要になる場合は、各自、適切に処理してください。

名古屋大学学務部学務企画課教務企画掛